

PRESS RELEASE

株式会社名古屋証券取引所

〒460-0008

名古屋市中区栄三丁目3番17号

TEL 052-262-3171

FAX 052-241-1527

URL <http://www.nse.or.jp/>

平成18年4月26日

各 位

4月社長記者会見

1. 平成18年3月期決算発表について <資料1 参照>
2. 買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について <資料2 参照>
3. 会社法制定に伴う上場制度等の整備に伴う業務規程等の一部改正等について <資料3 参照>

以 上

平成18年3月期 決算短信 (非連結)

平成18年4月26日

会社名 株式会社名古屋証券取引所

(URL <http://www.nse.or.jp/>)

代表者 役職名・氏名 取締役社長 畔柳 昇

問合せ先責任者 役職名・氏名 常務取締役 澤田 康夫 TEL (052)262-3171

決算取締役会開催日 平成18年4月26日 中間配当制度の有無 有

定時株主総会開催日 平成18年6月30日 単元株制度採用の有無 無

1. 18年3月期の業績 (平成17年4月1日～平成18年3月31日)

(1) 経営成績

(百万円未満切捨て)

	営業収益		営業利益		経常利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
18年3月期	1,556	(19.0)	430	(211.2)	462	(213.2)
17年3月期	1,307	(5.2)	138	(429.7)	147	(312.6)

	当期純利益		1株当たり 当期純利益	株主資本 当期純利益率	総資本 経常利益率	営業収益 経常利益率
	百万円	%	円 銭	%	%	%
18年3月期	248	(117.9)	2,372.23	6.2	9.4	29.7
17年3月期	113	(323.7)	1,110.08	3.0	3.2	11.3

(注)①期中平均株式数 18年3月期 102,690株、17年3月期 102,690株

②会計処理の方法の変更 無

③営業収益、営業利益、経常利益、当期純利益におけるパーセント表示は、対前期増減率

(2) 配当状況

	1株当たり年間配当金			配当金総額 (年間)	配当性向	株主資本 配当率
	円 銭	中 間	期 末			
18年3月期	500 00	0 0	500 00	51	21.1	1.2
17年3月期	0 0	0 0	0 0	0	—	—

(3) 財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり株主資本
	百万円	百万円	%	円 銭
18年3月期	5,103	4,158	81.5	40,450.03
17年3月期	4,778	3,913	81.9	38,105.99

(注)①期末発行済株式数 18年3月期 102,690株、17年3月期 102,690株

②期末自己株式数 18年3月期 一株、17年3月期 一株

(4) キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
18年3月期	432	△1,525	—	2,355
17年3月期	116	1	—	3,447

2. 19年3月期の業績予想 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)

	営業収益	経常利益	当期純利益	1株当たり年間配当金		
				中 間	期 末	
	百万円	百万円	百万円	円 銭	円 銭	円 銭
中間期	677	114	10	未定	—	—
通 期	1,350	235	120	—	未定	未定

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 1,168円57銭

※ 業績予想につきましては、現時点で入手可能な情報に基づき策定したものであり、予想にはさまざまな不確定要素が内在しておりますので、実際の業績はこれらの予想数値と異なる場合があります。

貸借対照表

(単位:千円未満切捨て)

科 目	当 期 〔平成18年 3月31日現在〕	前 期 〔平成17年 3月31日現在〕	増減	科 目	当 期 〔平成18年 3月31日現在〕	前 期 〔平成17年 3月31日現在〕	増減
資産の部				負債の部			
流動資産	2,457,155	3,519,808	△ 1,062,653	流動負債	359,094	233,161	125,933
現金及び預金	2,365,201	3,457,720	△ 1,092,519	未払費用	42,609	111,530	△ 68,921
営業未収入金	46,581	31,560	15,020	未払法人税等	204,591	60,651	143,939
前払費用	8,589	8,528	60	未払消費税等	28,447	6,554	21,892
その他の流動資産	712	721	△ 9	前受金	29,463	12,180	17,283
繰延税金資産	36,071	21,276	14,794	預り金	10,733	8,893	1,839
				賞与引当金	43,250	33,350	9,900
固定資産	2,645,960	1,259,073	1,386,887	固定負債	585,407	632,617	△ 47,209
有形固定資産	80,460	72,690	7,769	預り保証金	4,621	4,621	-
建物	51,842	58,840	△ 6,998	預り信託金	94,097	182,397	△ 88,300
備品	28,617	13,849	14,767	繰延税金負債	-	1,235	△ 1,235
無形固定資産	97,449	119,381	△ 21,931	退職給付引当金	426,163	400,512	25,651
電話加入権	1,723	1,746	△ 23	役員退職慰労引当金	60,525	43,851	16,673
ソフトウェア	95,726	117,634	△ 21,908				
				負債合計	944,502	865,778	78,723
投資その他の資産	2,468,050	1,067,001	1,401,049	資本の部			
投資有価証券	1,680,073	185,765	1,494,308	資本金	1,000,000	1,000,000	-
長期貸付金	20,578	23,998	△ 3,420	資本剰余金	450,000	450,000	-
繰延税金資産	1,193	-	1,193	資本準備金	450,000	450,000	-
差入保証金	16,740	16,740	-	利益剰余金	2,709,698	2,461,293	248,404
長期前払費用	9,789	12,521	△ 2,732	任意積立金	2,230,915	2,230,915	-
信託金特定資産	94,097	182,397	△ 88,300	違約損失積立金	628,178	628,178	-
違約損失積立金特定預金	628,178	628,178	-	建物・機械積立金	1,153,363	1,153,363	-
その他の投資その他の資産	50,800	50,800	-	別途積立金	449,373	449,373	-
貸倒引当金	△ 33,399	△ 33,399	-	当期未処分利益	478,783	230,378	248,404
				株式等評価差額金	△ 1,084	1,809	△ 2,894
				資本合計	4,158,613	3,913,103	245,510
資産合計	5,103,116	4,778,882	324,233	負債及び資本合計	5,103,116	4,778,882	324,233

損益計算書

(単位:千円未満切捨て)

科 目		当 期 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年3 月31日)	前 期 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	増 減
経常 損益 の 部	営業収益	1,556,098	1,307,899	248,198
	取引参加者負担金	717,947	702,333	15,614
	上場手数料	429,248	243,174	186,073
	年間上場料	212,047	228,502	△ 16,455
	その他の営業収益	196,855	133,889	62,966
	営業費用	1,125,262	1,169,441	△ 44,179
	人件費	621,687	601,507	20,180
	施設費	383,591	462,314	△ 78,723
	運営費	119,982	105,619	14,363
	営業利益	430,836	138,458	292,378
営業外 損益 の 部	営業外収益	31,636	9,221	22,415
	営業外費用	-	1	△ 1
経常利益		462,473	147,678	314,794
特別 損益 の 部	特別利益	-	-	-
	特別損失	-	-	-
税引前当期純利益		462,473	147,678	314,794
法人税、住民税及び事業税		229,315	54,960	174,355
法人税等調整額		△ 15,247	△ 21,276	6,028
当期純利益		248,404	113,994	134,410
前期繰越利益		230,378	116,383	113,994
当期未処分利益		478,783	230,378	248,404

買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について

平成18年 4月26日
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

当取引所は、買収防衛策の導入に係る適時開示をはじめとする上場制度の整備を行うとともに、定款の記載内容が株主・投資者の投資判断に与える影響の大きさに鑑み、定款の変更に係る適時開示の制度を整備するため、「株券上場審査基準」等の一部改正を行うこととする。

2. 改正概要

(備 考)

(1) 適時開示

買収防衛策の導入又は発動に伴う新株又は新株予約権の発行については、発行価額の大小にかかわらず開示を要することとする。

・適時開示規則の取扱い 1 の 2 a

(2) 上場審査基準

新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと」を上場審査における適格性の要件とする。

・株券上場審査基準の取扱い 1 (2) e の (a) 及び 5 (1) e の (b) 等

(3) 上場廃止

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合において、6か月以内に当該状態が解消されないときには、上場を廃止するものとする。

・株券上場廃止基準第 2 条 第 1 項第 17 号、同取扱い 1 (14)

「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」には、次の行為を行っているとして当取引所が認めた場合を含むものとする。

- ① ライツプランのうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入
- ② ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- ③ 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（会社の事業目的、拒否権付種類株式の発行目的、権利内容及び割当対象者の属性その他の条件に照らして、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと当取引所が認める場合を除く）

(4) 定款変更に係る適時開示等

上場会社の業務執行を決定する機関が「定款の変更」を行うこ

・適時開示規則第 2 条第 1

とについての決定をした場合に、その内容を開示しなければならないこととする。

上場会社は、定款の変更後遅滞なく変更後の定款を電磁的記録により提出するものとし、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

項第1号 a h、同取扱い
5 (3) f の2等

3. 施行日

- ・平成18年5月1日から施行する。
- ・施行日において現に上場会社（上場外国会社を除く。）である会社は、平成18年7月31日までに当取引所に定款を電磁的記録により提出するものとし、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

以 上

会社法制定に伴う上場制度等の整備に伴う業務規程等の一部改正等について

平成18年4月26日
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

当取引所は、本年5月1日に「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）が施行されることから、上場制度等について所要の整備をするため、「業務規程」等の一部改正等を行うこととする。

2. 改正概要

(備 考)

(1) 上場制度

① 新株予約権無償割当てにより発行された新株予約権証券の取扱い

新株予約権無償割当てにより発行された新株予約権証券について、現行の新株引受権証券の制度を引き継ぐ形で上場制度を設けることとする。

・有価証券上場規程第10条第2項等

② 設立後経過年数に係る上場審査基準の見直し

現行の「設立後経過年数」に係る基準に代えて「事業継続年数」に係る基準を設け、「取締役会を設置してから3年以上継続的に事業活動をしていること」を新規上場の要件とする。

・株券上場審査基準第4条第1項第4号及び第6条第1項第3号の2等

また、セントレックスについても、「取締役会を設置してから1年以上継続的に事業活動をしていること」を新規上場の要件とする。

③ 株主資本（純資産）の額に係る上場審査基準及び債務超過に係る上場廃止基準の見直し

連結貸借対照表に「純資産の部」が設けられることを踏まえ、上場審査基準及び上場廃止基準における「純資産の額」の定義を見直すこととする。

・株券上場審査基準の取扱い2(5)a及びb、株券上場廃止基準の取扱い1(5)等

④ 株式の譲渡制限に係る上場審査基準及び上場廃止基準の見直し

株式の種類ごとに譲渡制限を課すことができるようになることから、上場申請銘柄又は上場銘柄の譲渡について制限を行っていないことを要件とする。

・株券上場審査基準第4条第1項第11号及び第2項第5号、株券上場廃止基準第2条第1項第14号及び第2項第6号等

<p>⑤ 自己株式の第三者割当 第三者割当に関する規定について以下の見直しを行う。</p> <p>a. 上場前の第三者割当に関する規制の見直し 新規公開前の会社による第三者割当に関する規制において、現行では新株発行の場合のみを規制対象としているが、自己株式を第三者に割り当てる場合も規制対象に含めることとする。</p> <p>b. 上場会社による第三者割当に関する報告制度の見直し 上場会社による第三者割当に関する報告制度において、現行は、第三者割当による新株発行のみを報告対象としているが、自己株式を第三者に割り当てる場合も報告対象に含めることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場前の公募又は売出し等に関する規則第25条等 ・ 第三者割当等により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則等
<p>⑥ 株式無償割当ての効力発生日 上場株券に係る株主に対して、当該上場株券に係る株式と同じ種類の株式を割り当てる株式無償割当てを行う場合には、上場会社は、割当てを受ける株主が確定する日の翌日を当該株式無償割当ての効力発生日として定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適時開示規則第20条の2等
<p>⑦ 上場会社が上場株券の全部を取得する場合の取扱い 上場会社が上場株券の全部を取得する場合において、取得と引換えに当該上場株券に係る株式と異なる種類の株式が株主に交付されるときは、通常の新規上場の場合よりも簡易な手続きにより当該異なる種類の株式に係る株券を上場できるよう所要の規定整備を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券上場規程第10条第1項、株券上場廃止基準第2条第1項第18号等
<p>⑧ 新株予約権証券等の上場制度の廃止 新株予約権付社債券（転換社債型新株予約権付社債券を除く。）及び新株予約権証券の上場制度を廃止することとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例を廃止する規則等
<p>(2) 決済制度 端株制度採用会社が単元株制度の導入に伴い株式分割を行う際の株券記載の株式数が読み替えられる株券についてはこれを決済物件として利用できないこととする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託契約準則第20条
<p>(3) 信用取引制度 ① 剰余金配当の調整 制度信用取引における剰余金の配当の調整は、原則として、金銭の配当に限って行うこととする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度信用取引に係る権利の処理に関する規則第2条等

②権利処理の対象

付与された権利の内容につき、権利の行使に付された条件、譲渡性及び換金可能性等を勘案して権利の処理を行うことが適当でない場合は、当該権利の処理を行わないものとする。

・制度信用取引に係る権利の処理に関する規則第4条第5項

(4) その他

その他、会社法制定に伴い、所要の見直しを行う。

3. 施行日

平成18年5月1日から施行する。

以 上